

令和6年度 市民税・県民税の申告説明書

申告にはマイナンバーが必要です！

高梁市 総務部 税務課

◆◆◆ お願い ◆◆◆

- ◎ ポルカ天満屋ハピータウン会場とイズミゆめタウン高梁店会場は事前予約優先となりますので、ご注意ください。
- ◎ 農業等の事業所得の申告をされる方は、領収書等を整理し、収入、経費の科目ごとにまとめ、収支内訳書を作成してご持参ください。
- ◎ 医療費控除の申告をされる方は、医療保険者が発行する「医療費通知」を添付するか、医療を受けた人・医療機関ごとに領収書を分けて集計し、明細書を作成してご持参ください。また、支払った医療費に補てんされる保険金や高額療養費などがある場合は同様に整理・集計し、明細書に記入してください。
- ◎ 郵便局や農協等の「個人年金」や「満期等返戻金」の申告もれが多くあります。支払を受けられた方は、必ず支払者が発行する「支払調書」や「お知らせ通知」をご持参のうえ申告してください。
- ◎ 寡婦・ひとり親控除または障害者控除などは、毎年 of 申告が必要です。ただし、給与等で年末調整済みの場合は申告の必要はありません。
- ◎ 所得税の確定申告は、インターネットを利用して電子申告(e-Tax)することができます。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。
(<https://www.nta.go.jp/>)

◇市民税・県民税の申告について

- 前年中の所得(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得)について申告してください。
- 申告の期限は、**3月15日(金)まで**です。(申告相談の日程は4ページをご覧ください。)
- 申告をされなかったり、記入漏れがある場合は、各種控除を受けられないことがあります。
- 所得税の確定申告書を提出された方は、市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。
- 申告書は、市役所税務課及び各地域局、各地域市民センター等に備えています。また、市民税・県民税申告書の様式は市のホームページからダウンロードすることもできます。

◇申告が必要な人

- 事業所得や不動産所得などがある人。
 - 給与収入が2,000万円を超える人。年末調整が済んでない人。
 - 給与以外の所得が20万円を超える人。
 - 公的年金の収入が400万円を超える人。公的年金以外の所得が20万円を超える人。
(所得税では、給与以外の所得が20万円以下の場合、申告は不要ですが、**市民税・県民税では金額の多少にかかわらず申告が必要です。**)
 - 医療費控除等の各種控除を受けようとする人。
- ◎ 申告が必要かどうかなど、ご不明の場合はお気軽にお問い合わせください。(☎21-0214)

◇申告に持参していただくもの

- ◎ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと運転免許証等の身元確認書類
- 申告者本人名義の金融機関・口座番号がわかるもの(所得税の還付、納付がある人のみ)
- 給与所得や公的年金等の受給のある人は「給与所得の源泉徴収票」、「公的年金等の源泉徴収票」
- 事業(農業、営業等)・不動産所得者は収支明細書類(収入、必要経費を証明できる帳簿、領収書)など
- 生命保険契約等の個人年金や満期返戻金の受取がある人は支払者が発行する支払調書
- 国民年金保険料、その他社会保険料の支払金額がわかる証明書または領収書
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料(従前の長期損害保険料を含む)の控除証明書
- 障害者控除を受けようとする人は障害者手帳などの障害を証明するもの
(介護保険の要介護認定を受け、障害者控除の対象となる人は、健幸長寿課が発行する「**障害者控除対象者認定書**」)
- 医療費控除を受けようとする人は医療費控除の明細書または医療費通知(医療費のお知らせ)
(6か月以上寝たきりの人のおむつ代を控除対象とするには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降で要介護認定を受けている一定の人は、市が交付する「おむつ使用の確認書」が必要です。)
※医療費通知は、10月までの受診分が記載されています。11月・12月に受診している場合は、医療機関が発行した領収書に基づき医療費控除明細書を作成してください。

◇申告書の書き方

(1) 所得金額の計算

所得は、その性質によって次の10種類に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲、所得の計算方法などが定められています。

- | | | | | |
|-------|--------|-------|-------|-------|
| ①事業所得 | ②不動産所得 | ③利子所得 | ④配当所得 | ⑤給与所得 |
| ⑥一時所得 | ⑦雑所得 | ⑧譲渡所得 | ⑨山林所得 | ⑩退職所得 |

- 給与所得は、給与収入に応じて算出されます。
(給与収入161万9千円未満は、55万円を差し引いた金額が給与所得となります。)
- 公的年金は雑所得となり、公的年金等控除額は65歳未満の人は最低控除額が60万円、65歳以上の人は110万円となり、公的年金等控除額以下の人は所得0円です。
- 事業所得(農業・営業等)は、収入金額から必要経費を差し引いて算出します。
- ◎ **事業所得(農業・営業等)・不動産所得は、収入及び必要経費をあらかじめ集計しておいてください。**
「収支内訳 月別集計表(農業所得用)」を用意していますのでご利用ください。
- 事業所得の場合、事業専従者控除額を必要経費に算入することができますが、事業専従者とは、生計を一にする配偶者又は親族で1年のうち6か月を超えて事業に専ら従事した15歳以上の人をいいます。
(事業専従者控除額)
 - ・青色申告の場合 税務署に届出した金額の範囲内で実際に支払った給与額
 - ・白色申告の場合 事業所得に応じて最高50万円
(配偶者の場合は最高86万円)

(2) 所得から差し引かれる金額(所得控除)

控除項目	控除できる条件	控 除 額																								
社会保険料、小規模企業共済等掛金控除	令和5年中に支払った社会保険料(健康保険、介護保険、後期高齢者医療、国民年金等)及び小規模企業共済等掛金がある場合〔国民年金保険料控除証明書、領収書必要〕	支払総額																								
生命保険料控除	令和5年中に支払った生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料がある場合〔払込証明書等必要〕	それぞれ支払額に応じて算出した額 《旧制度の限度額 各3万5千円》 《新制度の限度額 各2万8千円》 《合計の限度額 7万円》																								
地震保険料控除(従前の長期損害保険含む)	令和5年中に支払った地震保険料がある場合(平成18年末までに契約締結の長期損害保険料がある場合)〔支払証明書等必要〕	支払額に応じて算出した額 《限度額は、地震保険2万5千円、長期損害保険1万円、両方ある場合は2万5千円》 * 短期損害保険料と平成19年以降に契約締結した長期損害保険料は控除対象外です。																								
寡婦控除	合計所得金額が500万円以下で、 ①夫と死別、又は生死不明の人 ②夫と離婚し、子以外の扶養親族を有する人	26万円																								
ひとり親控除	扶養親族または総所得金額が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人	30万円																								
勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の勤労による所得以外の所得が10万円以下の学生〔学生である証明が必要〕	26万円																								
障害者控除	自己又は生計を一にする配偶者、扶養親族が障害者の場合〔証明書必要〕	普通障害 26万円 特別障害 30万円 同居特別障害 53万円(配偶者、扶養親族のみ対象)																								
配偶者控除	合計所得金額が1千万円(右欄は900万円)以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下	申告者の所得に応じて最高 33万円、老人38万円(※3)																								
配偶者特別控除	合計所得金額が1千万円(右表は900万円)以下で、生計を一にする配偶者の所得が48万円を超え133万円以下	<table border="1"> <tr> <td colspan="8">上段: 所得(万円以下)、下段: 控除(万円)</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>105</td> <td>110</td> <td>115</td> <td>120</td> <td>125</td> <td>130</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>31</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> </table>	上段: 所得(万円以下)、下段: 控除(万円)								100	105	110	115	120	125	130	133	33	31	26	21	16	11	6	3
上段: 所得(万円以下)、下段: 控除(万円)																										
100	105	110	115	120	125	130	133																			
33	31	26	21	16	11	6	3																			
扶養控除	生計を一にする扶養親族で、合計所得金額が48万円以下	一般: 33万円(※1)、特定: 45万円(※2) 老人: 38万円(※3)、同居老親等: 45万円(※4)																								
基礎控除	申告者全員 ※合計所得が2500万円を超える場合、基礎控除0円	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">上段: 所得(万円以下)、下段: 控除(万円)</td> </tr> <tr> <td>2400</td> <td>2450</td> <td>2500</td> </tr> <tr> <td>43</td> <td>29</td> <td>15</td> </tr> </table>	上段: 所得(万円以下)、下段: 控除(万円)			2400	2450	2500	43	29	15															
上段: 所得(万円以下)、下段: 控除(万円)																										
2400	2450	2500																								
43	29	15																								
雑損控除	令和5年中に災害や盗難・横領などによる損失を受けた場合〔証明書必要〕	①(損失額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出金額－5万円 ①と②のいずれが多い方の金額																								
医療費控除	令和5年中に支払った医療費・介護費がある場合〔明細書または医療費通知必要〕	支払った医療費・介護費－保険金等で補てんされる金額－(10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない金額) 《限度額 200万円》																								
セルフメディケーション税制	令和5年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費がある場合〔明細書必要〕	支払った特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 《限度額 8万8千円》																								

(※1) 扶養親族の「一般」とは、平成20年1月1日から平成17年1月2日までに生まれた人(16～18歳)と平成13年1月1日から昭和28年12月31日までに生まれた人(23～69歳)

(※2) 「特定」とは、平成17年1月1日から平成13年1月2日までの間に生まれた人(19～22歳)

(※3) 「老人」とは、昭和29年1月1日以前に生まれた人(70歳以上)

(※4) 「同居老親等」とは、「老人」のうち、自己又は配偶者の直系尊属(父母、祖父母等)で同居している人

令和6年度 市民税・県民税の申告相談日程表

- ◆受付開始は**ポルカ会場は午前10時から、イズミゆめタウン高梁店は午前9時30分から**となります。その他の会場は午前8時30分からとなります。**受付終了は各会場とも午後14時30分**です。
- ◆期間中は、税務課や地域局へ直接来られても相談に応じることができませんのでご了承ください。
- ◆**作成済み申告書の提出のみ**の場合は、税務課および各地域局、各申告会場で随時受け付けます。
- ◆申告相談又は申告書提出時には、マイナンバーと身元確認ができる証明書等を持参してください。
- ◆ポルカ天満屋ハッピータウン会場とイズミゆめタウン高梁店会場は混雑回避のため事前予約優先です。事前予約はホームページからのWeb予約、または申込書での予約となります。(電話での予約はできません。) 予約受付は2月16日(金)から開始します。

■問い合わせ 税務課市民税係 ☎21-0214

各会場とも市内全域対象

月 日 (曜日)	会 場	相談時間	地域の目安 ※
2月16日 (金)	成羽たいこまるプラザ	午前9時～午後3時 (午後2時30分まで受け付け)	成羽町成羽・羽山、川上町領家・臘数・吉木
2月19日 (月)			成羽町佐々木・星原・下原・下日名・上日名、宇治町
2月20日 (火)			成羽町羽根・小泉・布寄・長地・相坂・吹屋・中野、落合町(近似を除く)
2月21日 (水)	川上総合学習センター		川上町三沢・七地・領家・臘数・吉木
2月22日 (木)			川上町仁賀・地頭
2月26日 (月)			川上町下大竹・上大竹・高山・高山市・大原
2月27日 (火)	備中総合センター		備中町東油野・西油野・西山、成羽町布寄(田原・阿部山)・中野(中野田原)・坂本
2月28日 (水)			備中町平川・布瀬・志藤用瀬・布賀・長屋
2月29日 (木)	有漢地域センター		有漢町上有漢
3月1日 (金)			有漢町有漢(八幡・大塚・茶堂・土居・安元・上横見・下横見・緑丘・畦地・貞守)
3月4日 (月)		有漢町有漢(信清・大谷・羽場・下市・市場・新市場・中市・古市・上市・鈴岳・城下・元重・山形)	
3月5日 (火)		有漢町・巨瀬町・中井町	
3月6日 (水)	ポルカ天満屋ハッピータウン 事前予約優先	午前10時～午後3時 (午後2時30分まで受け付け)	市内全域
3月7日 (木)			市内全域
3月8日 (金)			内山下から段町、松山、高倉町
3月10日 (日)			市内全域
3月11日 (月)			川面町、宇治町
3月12日 (火)			津川町、巨瀬町、中井町
3月13日 (水)	イズミゆめタウン高梁店 事前予約優先	午前9時30分～午後3時 (午後2時30分まで受け付け)	玉川町、松原町、落合町
3月14日 (木)			市内全域
3月15日 (金)			市内全域

※地域の目安を設けていますが、限定するものではありません。例年、午前中は大変混み合う傾向にあります。午後に来場されると比較的待ち時間が少なく相談を受けられます。